

中央会のお知らせ

動く!つなぐ!結ぶ!

兵庫県中小企業団体中央会 第65回通常総会開催

兵庫県中小企業団体中央会第65回通常総会につきましては、本来ならば会員の皆様にご出席を賜り、提出議案に関してお諮りしなければならないところですが、新型コロナウイルスの感染の拡大防止を図るため、6月25日当日は会員皆様の安全・安心を最大限配慮させていただき、出席者を最小限にとどめて神戸ポートピアホテルにおいて開催させていただきます。会員の皆様におかれましては、本会定款第23条にそって書面での議決権行使にご協力をお願いいたします。感染の早期終息を図るために、会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 第1号議案 令和元年度事業報告について
- 第2号議案 令和元年度決算報告について
- 第3号議案 令和2年度事業計画について
- 第4号議案 令和2年度収支予算について
- 第5号議案 令和2年度会費の賦課金額及びその徴収方法について
- 第6号議案 令和2年度役員報酬について
- 第7号議案 令和2年度借入金最高限度額について
- 第8号議案 任期満了に伴う役員(会長、理事、監事)改選について

令和2年 春の叙勲受章者

旭日小綬章	兵庫県木材業協同組合連合会	元会長	松野 正和
旭日単光章	兵庫県鍍金工業組合		井田 義昭

～受章おめでとうございます～

メルマガで情報をキャッチ!! (メルマガ登録募集のご案内)

兵庫県中央会では事業者のみならず定期的に情報を提供するメールマガジンを発行することとなりました。中央会の情報、国・県の情報をタイムリーに提供しておりますので、是非ご登録下さい!! この度の新型コロナウイルス感染症対策に関する補助金や助成金等の支援策などをご案内しておりますので、是非ご活用ください。

<掲載例>

■□——「動く」「つなぐ」「結ぶ」で中小企業をサポート——□■

兵庫県中央会メールマガジン 第〇〇号 (20〇〇/〇/〇発行)

■□————□■

- 中央会からのお知らせ
 - 平成〇〇年度「〇〇〇補助金」の公募について
 - 平成〇〇年度公募第〇回説明会のご案内
 - 「〇〇〇〇〇」セミナーのご案内
- 他の機関からのお知らせ
 - 「〇〇〇〇」出展者募集のご案内～兵庫県～



配信は月1回。購読料は無料です。

■メールマガジンへのお申し込みは、当会HP (<http://www.chuokai.com/20090909174852.html>)からも登録可能!!

■【下のQRコード】から↓



月刊中央会 (オ)

兵庫県中小企業団体中央会時報第749号(2020年6月5日)毎月1回5日発行
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
本情報誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部30円(会員の購読料は会費に含まれていません)。

TEL(078)331-2045

中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約 検索

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

組合・中小企業を
応援します!

月刊中央会



動く つなぐ 結ぶ
組合・中小企業を
サポート

2020 | June 第749号

令和2年6月5日号 (毎月1回5日発行)

6



六甲高山植物園のクリンソウ (神戸市)

特集 新型コロナウイルス感染症対策—中小企業向け支援策—

■中央会事業

- ◇令和2年度連携組織活路開拓調査・実現化事業 採択団体が決定!
- ◇東京 機械要素技術展 2021—兵庫県ブース出展者募集—
- ◇スーパーマーケットトレードショー 2021 —兵庫県ブース出展者募集—

■情報レポート

県内中小企業は、製造業・非製造業ともに、先行きの見通しが立たない厳しい状況が続く

■コラム

—中小企業のための労務レポート— 民法改正について
八夕経営労務事務所 代表 畑 英樹
(中小企業診断士/特定社会保険労務士)

■お知らせ

- ◇令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の一般型(特別枠・事業再開枠含む)公募について(3次締切分)
- ◇レジ袋有料化2020年7月1日スタート

■中央会のお知らせ

- ◇兵庫県中小企業団体中央会第65回通常総会開催
- ◇令和2年度春の叙勲褒章受章者
- ◇メルマガ登録募集のご案内



兵庫県中小企業団体中央会
<https://www.chuokai.com>

特集 新型コロナウイルス感染症対策—中小企業向け支援策—

休業要請事業者経営継続支援事業（兵庫県）

【概要】 休業要請を行った事業者について、休業による影響を受けるため、国の緊急経済対策の持続化給付金に加え、県・市町が協調して一定の経営継続支援金を支給

【対象者】 (1)～(3)いずれも満たす県内に事業所を置く中小法人及び個人事業者

【要件1】 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業していること

【要件2】 令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること

【要件3】 県の休業要請等に応じて、対象となる施設を、期間中継続して休業していること

【申請受付期間】 4月28日(火曜日)～6月30日(火曜日) **【予定】**

【対象種別・要件・給付額】

《4/15～5/6休業要請等》

対象種別	休業等要請に係る床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
遊興施設 劇場等 集会・展示施設 運動・遊技施設 博物館等	なし	①4/15～4/21の間に休業を開始し、5/6まで継続して休業 中小法人100万円 個人事業主50万円 ②4/22～4/28の間に休業を開始し、5/6まで継続して休業 中小法人60万円 個人事業主30万円 ③4/29に休業を開始し、5/6まで継続して休業 中小法人30万円 個人事業主15万円
学習塾等	床面積100㎡超	
商業施設（生活必需物資・生活必需サービス以外）	床面積100㎡超	

対象種別	休業等要請に係る床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
ホテル・旅館	集会の用に供する部分	④4/15～4/21の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6まで実施 中小法人30万円 個人事業主15万円 ⑤4/22～4/28の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6まで実施 中小法人20万円 個人事業主10万円 ⑥4/29に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6まで実施 中小法人10万円 個人事業主5万円
飲食店等食事提供施設	夜20時～朝5時営業休止 酒類提供は夜19時～朝5時休止	

《4/29～5/6休業の協力依頼》

対象種別	休業等要請に係る床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
学習塾等	床面積100㎡超	
商業施設（生活必需物資・生活必需サービス以外）	床面積100㎡超	⑦4/29に休業を開始し、5/6まで継続して休業 中小法人30万円 個人事業主15万円 ※複数の休業要請等に対応する場合でも、1事業者当たりの支給額は、上記の額を限度とします。
ホテル・旅館等	行楽を主目的とする宿泊事業に供する宿泊施設（ホテル、旅館等または民泊）	

*県が休業要請等を行っている対象施設の詳細は、兵庫県のホームページに掲載しています。

【サイト】 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronakyugyouyousei0414.html#coronakyugyouyousei03>

持続化給付金（国支援）

【概要】 感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

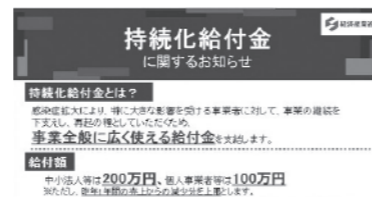
【給付額】 前年の総売上(事業収入)×(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、法人は上限200万円以内、個人事業者等は上限100万円以内を支給。

【申請期間】 給付金の申請期間は令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)まで

【相談ダイヤル】 コールセンター 0120-115-570 [IP電話専用回線] 03-6831-0613 (平日・休日9:00～17:00)

【サイト】 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



兵庫県中小企業融資制度

① 新型コロナウイルス感染症対応資金

【対象者】 セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主

【信用保証料】 通常0.85%・1.05%から減免あり **【利率】** 当初3年間 0% (4年目以降0.7%)

【期間】 10年(据置5年)以内 **【限度額】** 3,000万円

【資金用途】 設備・運転資金のほか、信用保証付融資の借換資金

(本制度への借換により既存県融資制度の利用者や県融資制度以外の信用保証付融資の利用者も当初3年間の無利子化や保証料の減免を受けることが可能です！)

【(利子・保証料の減免要件について)】

①個人事業主(小規模企業者)で売上減少5%以上：当初3年間無利子・保証料0

②上記を除く、中小企業者で売上減少15%以上：当初3年間無利子・保証料0

③同上(売上減少5%以上15%未満)：保証料1/2

兵庫県の制度融資に関すること>兵庫県産業労働部地域金融室平日 9:00～17:30 TEL:078-362-3321

▶兵庫県融資制度についてはこちら https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html

雇用調整助成金（特例措置の拡大）

緊急対応期間（4月1日から6月30日まで）感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施

【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)

【要件】 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近1か月間(休業した月(その前月または前々月でも可))の値が1年前の同じ月に比べ5%以上減少していること

【助成対象】 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める

【助成額・率】 上限8330円→引き上げ予定 2/3→4/5(中小)(※解雇等を行わない場合、9/10又は10/10)

【支給限度日数】 1年100日 3年150日+4月1日から6月30日まで

【休業規模要件】 1/20→1/40 短時間休業の一斉要件を緩和

【教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練助成率】

2/3→4/5(中小)(※解雇等を行わない場合、9/10又は10/10)加算額 1,200円→2,400円

【サイト】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【詳細パンフレット】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf>

【お問合せ】 兵庫県労働局または最寄りのハローワークへ またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。0120-60-3999 (受付時間 9:00～21:00 (土日・祝日含む))

令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」3次公募開始5月22日～詳細:P9参照

【お問合せ】ものづくり補助金事務局サポートセンター **【サイト】** <http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

IT導入補助(A類型・B類型・C類型(特別枠))

【概要】 中小企業・小規模事業者等のみならず自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポート。(コロナ感染症対策C型の特別枠として設定)

【補助金額】 A類型30万～150万円未満/B類型 150万～450万円/C類型 30万～450万円 (C類型ではサプライチェーン対応や非対面型ビジネスモデル転換、テレワーク環境整備等の対象経費が1/6以上あるもの)

【補助率】 A・B類型1/2以内(C類型-1) 2/3以内、(C類型-2) 3/4以内)

【補助対象経費】 ソフトウェア費、導入関連費等

(※C類型はPC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象)

【お問合せ】 一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 **【サイト】** <https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>

令和元年度補正小規模持続化補助金<第3回受付締切>2020年8月7日(金)まで

【概要】 小規模事業者の地道な販路開拓等の取組み、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化生産性向上の取組みに要する経費の一部を補助。今回コロナ特別対応型を設定。

【補助上限】 50万円(特別枠100万円) **【補助率】** 補助対象経費の2/3以内(特別枠一部3/4へ)

【補助対象者】 ①商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) 常時使用する従業員の数：5人以下

②サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数：20人以下

③製造業その他 常時使用する従業員の数：20人以下

【公募要領/様式(商工会)】 <https://www.shokokai.or.jp/28/280021S0007/index.htm#sin69856>

【公募要項/様式(商工会議所)】 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

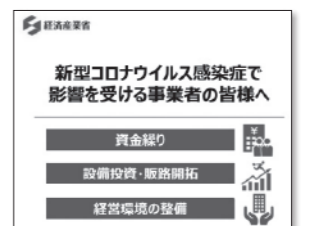
支援策パンフレット(全体)

国では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策をパンフレット。

【サイト】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

検索



令和2年度 連携組織活路開拓調査・実現化事業 採択団体が決定しました。

中央会では単独では解決困難なテーマ(新製品、新技術の研究開発、新事業分野進出、情報化対応等)について、中小企業が連携して改善・解決を目指す取り組みを応援しています。令和2年度の同事業の審査結果、4組合・団体が採択されましたのでご紹介します。

兵庫県手延素麺協同組合	播州算盤工芸品協同組合
<p>テーマ：東南アジアにおける揖保乃糸ブランドの認知拡大及び販路開拓</p> <p>内容：販路拡大のため麺文化が根付いたマレーシア等、東南アジアのイベントに参加し、今までの海外出展の経験により展示の方法に工夫を凝らすことで、そうめんの認知度拡大を目指す。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、マレーシアでの出展ができないときは、その他の東南アジア国でのイベント出展を考慮する。</p>	<p>テーマ：播州そろばん製販協調体制の確立と「そろばん工房館」の設置</p> <p>内容：そろばんの需要が減少している中で、産地振興や地域の活性化を目指し、製販協調体制の構築と観光等の再生化が急務となっている。そこで、そろばん製造業者の実態調査を実施し、地域団体商標である「播州そろばん」の統一ブランドを目指し、観光の拠点づくりとして「そろばん工房館」設置・運営などのビジョンを検討する。</p>
ニオブ製品の開発と加工研究会	氷上商業開発株式会社(合同出資会社)
<p>テーマ：ニオブの表面処理技術の確立及びその製品開発研究</p> <p>内容：金属アレルギーが少ない金属として「ニオブ」が注目されている。この金属は、金属アレルギーを起こしにくい素材だけでなく、陽極化による表面処理を行うことができ、多くの色を発色させることができる。この金属を加工処理する企業が少なく、この事業を利用して、表面処理技術の向上やその金属の製品開発を行うことで、ニオブの加工技術の向上と事業拡大を目指す。</p>	<p>テーマ：映画上映事業における調査・研究</p> <p>内容：氷上町の地元商業者が集まってショッピングセンター「ゆめタウン丹波」を展開している。その商業施設は、地域サービス・交流の拠点として機能充実が求められている。そこで、商業施設のコミュニティホールを活用した取り組みを検討し、試験的に映画上映を行い、その調査・研究を行うことで今後の商業施設における地域拠点の活用方法とPRにつなげる。</p>

信用保証のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ

当協会では、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナウイルス」という。)により影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、経営相談窓口を設置し、各種保証制度等により、経営支援、資金繰り支援を行っています。

危機関連保証 危機関連保証の認定を受けられた事業者の方は、一般保証およびセーフティネット保証とはさらに別枠となる100%保証が利用可能となります。

セーフティネット保証4号 セーフティネット保証4号の認定を受けられた事業者の方は、一般保証と別枠の100%保証が利用可能となります。

セーフティネット保証5号 セーフティネット保証5号の認定を受けられた事業者の方は、一般保証と別枠の80%保証が利用可能となります。

兵庫県融資制度 新型コロナウイルス感染症対応資金(令和2年5月から取扱開始)

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りを支援するため、令和2年5月1日から、兵庫県融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを開始しました。本制度は、保証料補助が行われるほか、所定の要件を満たした場合に、利子補給や既存の保証付融資を借換えることが可能です。

上記は、概要のため、詳細は当協会HPをご覧ください。各事務所・支所にお問い合わせください。

HPIはこちらから   **兵庫県信用保証協会** 〒651-0195 神戸市中央区浪花町62番地の1 TEL.078-393-3900(代表) 

東京インターナショナルギフトショー秋2020


グループ出展募集のお知らせ(対象となる企業等へご周知ください)

日時 2020年10月7日(金)~9日(日) 10:00~18:00(最終日は17:00まで) **会場** 東京ビッグサイト (西・南展示棟・東京都立産業貿易センター浜松町館)

日本最大のパーソナルギフト、生活雑貨の国際見本市に「兵庫県ブース」で共同出展「生活雑貨エリア」に出展し、20万名以上の国内外のバイヤーへ直接アプローチ

▶「衣・食・住・遊・美」の全てが揃う展示会との同時開催

パーソナルギフト。生活雑貨に特化した他展示会と同時開催することで、多くの商社・小売店等のバイヤーと商談が可能です。差別化やこだわりアイテムを求める国内外バイヤーに対して提案が可能です。

<p>出展対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活日用品・アイデアグッズ ・防災非常用品・防犯 ・交通安全用品・石けん ・シャンプー・洗剤等 ・家電製品・入浴剤・バスソルト ・アウトドア用品・工具セット ・ソーイングセット・刃物 ・キッチン用品・陶磁器・漆器 ・硝子器 ・その他 家庭日用品・食品 	<p>【支援内容】 ブース出展料の半額を補助</p> <p>自己負担額 150,000円(税込)</p> <p>【ブース概要】</p> <p>①共同出展ブース全体で7小間(42㎡)です。(3×2m×7小間)</p> <p>②1社あたり社名板・展示台(調整中)(w130cm×d70cm×h80cm)</p> <p>③搬入・搬出・会期中の人員費、備品レンタル等の費用については各社でご負担ください。</p>	
<p>募集内容</p> <p>10社予定 (申込み多数の場合、厳正に審査・選定を行います)</p>		

【応募条件】

①経営革新計画もしくは経営力向上計画の承認を得ている県内小規模事業者(小規模事業者：従業員の数で製造業その他は20人以下、商業・サービス業は5人以下)

②上記同事業計画の承認を得ている県内中小企業者 ※①を優先して採択します

経営革新計画及び経営力向上計画の承認が無い場合であっても2021年3月末までに承認を得ることを条件に申込み可能です。当会支援メニューにて計画策定をサポートいたします。

③展示会出展後、政策効果把握のため売上推移等のヒアリングに対応すること



(出展申込等詳細内容)中央会サイト掲載

東京インターナショナルギフトショー 中央会共同出展

出展申込書 申込締切 2020年7月1日(水)

お問い合わせ：兵庫県中小企業団体中央会 担当/赤松、今橋

スーパーマーケットトレードショー2021

兵庫県ブース出展者募集

募集数 **38社** 予定

日時 **2021年2月17日** 水 ~ **19日** 金
10:00~17:00 (最終日は16:00まで)

会場 **幕張メッセ**
(千葉市美浜区中瀬2-1)

兵庫県では5団体が協力し、スーパー・百貨店等の小売りを中心に全国の流通業者が参加する国内最大規模の展示会「スーパーマーケットトレードショー」へ兵庫県ブースとして共同出展します。兵庫県が一体となって共同出展企業の販路拡大や国内プロモーションをサポートします。

展示会概要

- 質の高い来場者** 明確な目的意識を持った来場者が見込まれるので、有意義な商談の場が得られ、商品のマーケティングも期待できます。
- VIPの来場** 展示会主催者から幅広いバイヤーに、VIP招待券が送付されており、小売業界の決裁権を持つ経営者等の来場・交流が期待できます。
- 生の声が聞ける** 試飲・試食やプレゼンテーションの場として、バイヤーの味覚・視覚・聴覚に直接訴えることができます。
- 出展対象** 生鮮(青果、畜産、水産、卵)加工食品(日配、惣菜、冷凍食品、調味料等)菓子・スイーツ(珍味、おつまみ、デザート等)ケアフーズ(機能性食品等)飲料・酒類(清涼飲料水、日本酒・焼酎等)地方・地域産品(特産品等)

募集内容

- 【自己負担額】**
100,000円(税込)
- 【ブース概要】**
 - ①小間サイズ 1m(W)×1.2m(D)※
 - ②小間仕様 展示台、社名板、照明2灯
 - ③共用設備 冷蔵・冷凍庫、シンク、手洗い、バックヤード
- ※出展事業者数や配置等により、小間の大きさが変わる場合があります。

応募条件

【共通条件】に加え、【各枠条件】の5区分のいずれかを満たす企業・団体に応募いただけます

【共通条件】 (①~⑥の全てを満たすこと)

- ①兵庫県内の事業者及び団体等であること。
- ②首都圏への販路拡大に意欲的であること。
- ③期間中、担当者が出展ブースに常駐できること。
- ④出展期間中、裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。
- ⑤共同出展のため、展示位置により集客の差異があることを了承すること。
- ⑥説明会への出席や、政策効果把握のためのヒアリングに対応すること。

【各枠条件】

区分	募集数	出展事業者の条件
ひょうごの美味し風土拡大協議会枠	11社程度	(次の①、②のいずれかを満たすこと) ①兵庫県認定食品を生産・販売する事業者 ②出展予定品目商品の一つ以上について、原材料に主に県産農畜水産物を使用している事業者
兵庫県中小企業団体中央会枠	14社程度	経営革新計画もしくは経営力向上計画の承認を得ている県内事業者(小規模事業者優先) ※上記二種の計画の承認が無い場合であっても、2021年3月31日までに承認を得ることを条件に申込み可能。中央会支援メニューにて計画策定をサポートします。
ひょうご産業活性化センター枠	7社程度	過去ひょうご農商工連携ファンドの採択を受けたことがある事業者
兵庫県物産協会枠	3社程度	五つ星ひょうごの選定を受けた商品を出品する事業者
淡路市商工会枠	3社程度	淡路商工会会員事業者

出展事業者の決定

出展申込み内容を確定後、出展事業者を決定し7月中旬に出展可否を通知します。応募者多数の場合は、上記表の優先条件を参考に、主催5団体で協議の上最終決定します。(出展申込等詳細)中央会サイト掲載

スーパーマーケットトレードショー 2021 検索 出展申込書 申込締切 **2020年6月30日(火)**

主催：兵庫県 お問合せ：兵庫県中小企業団体中央会 情報企画課 TEL.078-331-2045 FAX.078-331-2095 担当/今橋

新型定期預金 マイハープスト

高めの金利設定(当金庫内比較) 1年、2年、3年から期間が選べる お預け入れは50万円から

●神戸市役所南側西入る

神戸支店

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111
☎ 078(391)7541

●市民会館東隣

姫路支店

〒670-0015 姫路市総社本町111
☎ 079(223)8431

●労働福祉会館前

尼崎支店

〒660-0096 尼崎市東難波町5-19-8
☎ 06(6481)7501

情報レポート

2020年5月10日集計

概況 県内中小企業は、製造業・非製造業ともに、先行きの見通しが立たない厳しい状況が続く

内閣府が4月23日に公表した月例経済報告で、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。先行きについては、感染症の影響による極めて厳しい状況が続くと見込まれる。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

一方、県内中小企業では、新型コロナウイルス感染症による営業自粛で消費が落ち込むだけでなく、関連した業種においても先行きの見通しが立たない等の声が多く聴かれ、より一層厳しい状況が続く。

項目	景況	売上	収益	資金
製造業	☔ -84%	☔ -78%	☔ -76%	☔ -62%
非製造業	☔ -84%	☔ -86%	☔ -78%	☔ -78%
総合	☔ -84%	☔ -82%	☔ -77%	☔ -70%



業界の声

製造業 食料品

学校給食の加工賃収入3月分は国の補助金が90%出る見込みであるが、4月、5月分は地方公共団体への補助金申請が必要で見込み薄い。国の事業継続支援金200万、雇用調整助成金、低利の融資制度利用等の申請を各会社でしているが、会社によってはかなり経営的に厳しい状況。

木材・木製品

現場が減少してきており、物流量がかなり減少してきている。現状、工務店、ハウスメーカーは新築契約・リフォーム契約がほとんどない状況で、我々の業界の行く末は夏場・秋口が一番厳しい時期になるとと思われる。

紙・紙加工品

食品関係(インスタント食品等のパッケージ)は、あまり影響を受けていないように見受けられる。

化学・ゴム

新型コロナウイルス感染症の影響による営業自粛要請により、百貨店、専門店の休業が続いており、納品した商品の返品、注文のキャンセルも出てきている。展示会も中止になり、秋冬物の商談が進められず、影響は、長引くと思われる。

一般機器

親会社の休業や在宅ワークなどにより、発注が減少し、発注があっても短納期を求められ、売上減少は免れない状態である。例年であれば4月は新たに発注がある時期だが全くない。

電気機器

急激な生産高の落ち込みが見られる。原因として主要メーカーの生産停止が大きく響き、5月以降も同じような状態が続くと見られる。それに対応するため4月からやむなく一時帰休を行うことになった。

非製造業 卸売業

緊急事態宣言が発せられてからは3月以上に営業活動に多大なる支障が出てきている。物流の遮断等で建設現場の工事進捗状況が停滞しており得意先小売金物者からの引き合いもかなり減少している。

小売業

新型コロナウイルス、緊急事態宣言に伴い、休店店舗の増加と全体営業時間を短縮している。売上は極小となり、資金繰りの目処が付かない状況になりつつある。

商店街

コロナ拡散防止の為、姫路市中心部商店街の人は大幅ダウン。お城を中心とした観光施設も閉鎖され観光客は、ほぼゼロ。駅前商業施設、百貨店も閉まり集客力もない、自粛対象外の業種も多くあり資金繰りに苦慮している。

サービス業

緊急事態宣言で自粛モードになり車の走行も減少し、修理が減少また、商談自粛で販売が減少している。

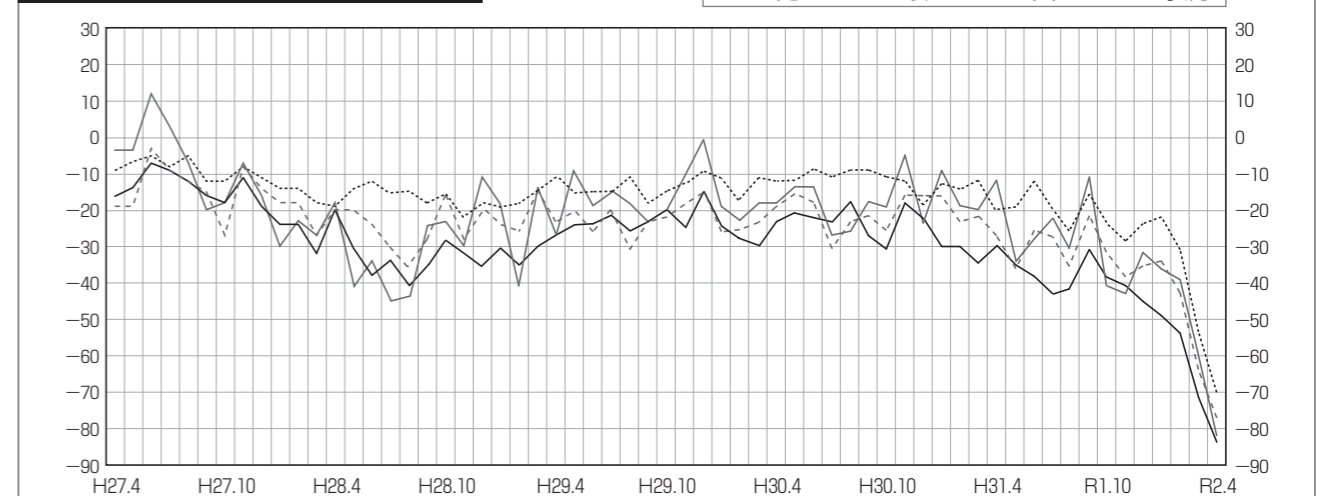
運輸業

個人宅向けの配送を行っているところがほとんど無く、企業向け配送が主となっているので製造業の自粛がもろに影響している。どの会員も大きく売り上げを落としているので新型コロナ感染症特別貸付や特別利子補給制度などを活用し、何とか持ちこたえようとしている。

その他

コロナ問題があって、病院、介護施設をお客様とする、リネンサプライ業者は、衛生材料の供給安定化を図りつつも、いつも以上に感染防止対策へのコストを、費やすこととなった。幼いお子さんを抱える従業員さんが休まれる状況などもあり、難しい対応に迫られている。

景気動向(前年同月比)の推移 DI図



中小企業のための 労務レポート

民法改正について

八夕経営労務事務所 代表 畑 英樹 (中小企業診断士/特定社会保険労務士)

はじめに

今年4月1日に改正民法が施行されました(一部を除く)。今回の改正は、社会を支える最も基本的な法的基礎である「契約」に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るものです。

民法改正が広範囲に及ぶため、人事労務分野にも大きな影響があります。その1つの例が、本年3月に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」です。そこで、本コラムでは改正労働基準法(労基法)の内容を中心に、改正民法の影響を受ける人事労務分野の事項について解説します。

民法改正の主な内容(概要)

- 今回の民法改正の主な項目は、次のものです、
- ①消滅時効に関する見直し・・・業種ごとに異なる短期の時効を廃止し、原則として「知った時から5年」に統一
- ②保証に関する見直し・・・事業用資金の融資について、経営者以外の保証人については公証人による意思確認手続を新設等
- ③法定利率に関する見直し・・・法定利率を現行の年5%から年3%に引き下げたうえ、市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入
- ④債権譲渡に関する見直し
- ⑤約款(定型約款)に関する規定の新設

人事労務分野への影響

最初に人事労務分野への影響が大きい「消滅時効に関する見直し」と「保証に関する見直し」について説明し、その他の影響についてまとめて説明します。

1.「消滅時効に関する見直し」によって、貸金請求権の消滅時効等が変更。

そもそも、労働者の貸金請求権の時効は、改正前民法では「1年」(短期消滅時効と言います)とされていました。一方、労基法では労働者保護の観点から「2年」とされていました。改正民法で1年の短期消滅時効が廃止され、原則として「知った時から5年」に統一されたことによって、労働者保護を図るべき労基法の方がより早く時効が成立する(請求権を失う)こととなります。そこで労基法上の2年の短期消滅時効の改正が検討されました。

その結果、労基法を改正し、改正民法と同様に5年に延長することになりました。また、消滅時効の起算点が「貸金支払日(客観的起算点)」であることを

明確にしました。これによって、令和2年4月以降に貸金支払日がある貸金の請求権の消滅時効は5年になります。しかし、企業の負担も考慮して「当面は3年」との経過措置がとられています。

これに伴って、貸金台帳等の記録の保存期間(改正前3年)、割増貸金未払い等に係る付加金の請求期間(改正前2年)についても5年(当面3年の経過措置)に延長されました。

ちなみに、退職手当(5年)、災害補償・年次有給休暇(2年)の請求権は、現行の消滅時効期間が維持されます。

2.「保証に関する見直し」によって、身元保証人契約に極度額(限度額)を定めることが必要に。

民法改正によって根保証*の改正がされました。改正前は危険性が高い貸金等の根保証について、極度額を設定する規制がありました。改正によって、貸金等に限らず、個人の根保証は一般に極度額を書面で定めることとなります。人事労務の分野で関係するのは、身元保証契約です。労働者を採用する際、身元保証人による身元保証契約を求める会社があります。身元保証契約も根保証の一種ですから、身元保証契約書に保証の極度額を明記する必要があります。

では、極度額をいくらにすれば良いのでしょうか? 少ない額では保証の意味がありません。反対に高額過ぎると、保証人の選定が困難になります。極度額を定めるにあたって、一般的には年収などを基準に、労働者の職務内容、年齢、経歴、今後及ぼす可能性がある損害を想定して、金額を決めることになると思われます。また、極度額については幅のある金額ではなく、具体的な金額を記載することが必要との考えもあるようです。

3.その他(専門的な内容になりますので、詳細は省きます)

- ・改正民法では、労働者の退職の自由を保護するという趣旨に基づき、労働者からの解約申し入れには民法627条2項・3項の適用がないことを明らかにするべく文言を改正しました。その結果、完全月給制・年俸制が適用される者も「2週間前の予告」で足りることになりました。
- ・改正民法では、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権の時効について整備されました。
- ・法定利息の改正によって労災事件における損害賠償額が高くなる可能性があります。

※根保証とは、特定の債権者と特定の債務者との間で将来に亘

って行われる種々の取引から生ずる不特定多数の債務を将来に亘って保証人が保証するというものです。貸金を例に説明すれば、根保証ではない保証では、本人が債権者から100万円を借り入れ、保証人がこの100万円の借入について保証をした場合、借りた本人がこの100万円を返済すれば、保証人の責任も消滅します。しかし、根保証の場合、本人が最初に借りた100万円を返済しても、保証後、別の借入を行っていれば、その借入についても保証責任を負うこととなります。このように、「根保証」は、保証人にとって非常に責任が重くなることから、その責任を限定するために、いついつまでに借り入れた本人の債務を保証するといった時期の制限や責任を負う額(これを極度額といいます。)を決めたりすることが行われます。(大阪弁護士会ホームページより)

プロフィール Profile



〈会社名〉
八夕経営労務サービス
代表 畑 英樹
(中小企業診断士・特定社会保険労務士)
〈経歴〉
兵庫県中小企業団体中央会コーディネーター

畑 英樹

「人材育成と組織活性化で企業価値を上げる」をモットーに、経営相談や研修・セミナー講師、顧問先の労働社会保険手続き代行、就業規則作成等で中小企業の支援をしている。
〈サイト〉 <http://www.hata-srmc.com/>

ゴルフ場利用税は県や市町の貴重な財源です!

- ・ゴルフ場利用税は、その10分の7がゴルフ場のある市町に交付され、周辺環境の保全等地域の行政サービスを支える貴重な財源として役だっています。
- ・税額は、ゴルフ場の規模、利用料金等に応じて定められており、一人一日あたり300円~1,200円になります。
- ・次の人については、ゴルフ場利用税が非課税となっています。

《申出書等の提出と証明が必要です。》

- ①18歳未満又は70歳以上の入
 - ②障害者
 - ③国民体育大会に参加する選手(同大会のゴルフ競技としての利用に限ります)
 - ④学校の教育活動としてゴルフを行う学生、生徒、教員等
 - ⑤国際競技大会に参加する選手(同大会のゴルフ競技としての利用に限ります)
- ※お問い合わせはお近くの県税事務所まで



兵庫県・県税事務所

個人住民税の納税について

個人住民税は、県民税と市町民税をあわせて市町が課税し、徴収する税です。給与所得者と65歳以上の年金受給者は、給与や年金から特別徴収され、それ以外の方は、市町から送付される納税通知書により、原則として年4回に分けて納めていただきます。



給与所得者等以外の方の第1期分の納期限は**6月30日(火)**(市町により納期限が異なる場合があります。)ですので、最寄りの銀行などの金融機関でお納めください。

※お問い合わせはお住まいの市(区)役所、町役場まで

東日本大震災の教訓を踏まえた防災施策の実施に伴い、平成26年度から令和5年度までの個人住民税の均等割の税率が年額1,000円(県民税500円、市町民税500円)引き上げられています。

兵庫県・市町

お知らせ

兵庫県内の中小企業・小規模事業者の皆さまへ

令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の一般型（特別枠・事業再開枠含む）公募について（3次締切分）

事業概要

事業の目的 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「特別枠」を新たに設け、優先的に支援します。さらに、業種別のガイドラインに基づいた感染拡大予防の取組を行う場合は、定額補助・上限50万円を別枠（事業再開枠）で上乗せします。

対象要件

- 交付決定日から10か月以内（ただし、採択発表日から12か月後の日まで）の事業実施期間に、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きがこの期間内に完了する事業であること。
- 以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。
 - ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加（被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率平均1%以上増加）
 - ・事業計画期間において、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準にする
 - ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加
- 応募申請時点で補助事業の実施場所（工場や店舗等）を有していること。
- その他要領に記載された対象要件をご確認ください。

公募期間

公募開始：令和2年5月22日（金）12時～ / 申請受付：令和2年6月10日（水）17時～
 応募締切：令和2年8月3日（月）17時（3次締切）

公募要領

令和2年度内には、令和2年11月（4次）、令和3年2月（5次）に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）
 掲載サイト：http://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html
 応募申請書を提出する前に必ず一読ください。

補助対象事業の類型及び補助率等

項目	要件
概要	中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援
補助金額	100万円～1,000万円 +50万円（特別枠の場合に限り、事業再開枠の上乗せが可能）
補助率	〔通常枠〕 中小企業者 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3 〔特別枠〕 A類型 2/3、B・C類型 3/4 〔事業再開枠〕 定額（10/10、上限50万円）
設備投資	単価50万円（税抜き）以上の設備投資が必要
補助対象経費	〔通常枠〕 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 〔特別枠〕 上記に加えて、広告宣伝費・販売促進費 〔事業再開枠〕 職種別ガイドラインに基づく感染防止対策費

- ※3 特別枠の要件を満たす申請は、特別枠で不採択の場合、通常枠で加点の上、再審査されます。ただし、特別枠の申請が通常枠で採択された場合や特別枠の要件を満たしていないことが発覚した場合等は、通常枠の補助率等が適用されますので、ご注意ください。
- ※4 特別枠では、補助対象経費の6分の1以上がB類型又はC類型に合致する投資であれば、補助対象経費全体の補助率が4分の3となります。
- ※5 事業再開枠は、緊急事態宣言の解除を踏まえた、中小・小規模事業者の事業再開を後押しするために、業種別ガイドラインに沿った感染拡大予防の投資に対する定額補助（上限50万円）を別枠で上乗せするものです。（事業再開枠を上乗せできるのは、特別枠で採択された事業者のみ）

申請方法

申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って操作してください。本補助金の申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には2週間程度を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。同アカウントは、情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただけます。



gBizID

GビズIDプライムアカウントの取得➡こちら<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

お問合せ：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話番号：050-8880-4053
 受付時間：10:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日を除く）

お知らせ



環境問題解決の第一歩

レジ袋削減にご協力下さい

～レジ袋有料化のご協力をお願い～

海洋プラスチックごみ問題を含めた環境問題が深刻さを増しています。

政府では環境問題解決に向けて様々な施策を実施、検討しています。

“レジ袋削減”もその一環です。

できるだけ無駄なレジ袋を少なくし、環境問題解決の一步になるよう、皆様のご協力を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

レジ袋有料化 2020年7月1日スタート

ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。
 売値については各事業者様のご判断にお任せします。

環境性能が認められる以下の袋への転換にご協力をお願いします。
 以下の3点については、法令に基づく有料化の対象とはなりません、あらゆるレジ袋を有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本です。



プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの

繰り返し使用が可能であることから、プラスチック製買物袋の過剰な使用抑制に寄与するためです



海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの

微生物によって海洋で分解されるプラスチック製買物袋は、海洋プラスチックごみ問題対策に寄与するためです



バイオマス素材の配合率が25%以上のもの

植物由来がCO2総量を変えない素材であり、地球温暖化対策に寄与するためです

消費者向け レジ袋有料化お問合せ窓口
☎0570-080180

事業者向け レジ袋有料化お問合せ窓口
☎0570-000930

経済産業省 レジ袋有料化に関するHP
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html





